



もう見られない 盃屋根

役場旧庁舎解体される

昭和四年に落成してから三十四年、町村合併後の昭和三十四年まで役場本庁舎として使用され、合併後は商工会事務所や教育委員会事務局に活用されておりました。

この旧庁舎も四十年の星霜を送り迎えて、九代に亘る首長の治政を見守り世界大戦の荒浪をくぐり昭和日本の躍進を見た現在まで、全住民と苦楽を共にして町政の中心となっていました。時代の流れに抗し得ず老朽化と相まって、中央公民館の建設、狹隘を訴える新庁舎の増築等の施設近代化に迫られ、名物建物も世評に惜まれつつ遂に解体される運命となり、今は赤瓦の盃屋根も想出の一つになってしまいました。この建物は本紙三十九号で紹介してありますが、建設に当たっては建物の向等にもなかなか問題が多かったようです。それだけに当時を知っている年輩の住民は懐旧と愛着の念を禁じ得ないものがあるでしょう。

(写真) ごくろうさま!! なごりつきない想い出を残して解体の進む旧庁舎)

事務所移転のお知らせ

この度の役場旧庁舎取り壊しに伴いまして、事務所を次の場所に移転しました。

- ▽教育委員会—役場庁舎
- ▽共済組合—農協本所
- ▽商工会—加藤パーマ宅

課税の改正 大巾に

個人が土地建物等を譲渡した場合の譲渡所得についての所得税及び町県民税の特例が、大巾に改正されました。

この改正が適用になるのは、昭和四十五年分の譲渡所得からですが、経過措置として、昭和四十四年中の譲渡所得についても、納税者の選択により従来の課税方式と新しい課税方式とのいずれか有利な方法によることとができます。

改正の概要はつぎのとおりです

- 従来譲渡所得については他の所得と合算して課税になりましたが、これを他の所得と分離して課税されることになりました。
- 長期譲渡所得は保有期間が五年をこえる土地等の譲渡の場合に改められました(従来は三年をこえる場合となっていました)
- 長期譲渡所得の課税所得金額は譲渡益から特別控除額百万円を控除した金額となりました(従来あった二分の一控除は廃止になりました)
- 短期譲渡所得(土地等の保有期間が五年以下のもの)の場合も長期譲渡所得の場合と同様に他の所得と合算せず、つぎの①または②のうちいづれか高い方の金額で課税になります。

譲渡時期	税目	所得税	町民税	県民税
昭和45～46		10%	2.7%	1.3%
昭和47～48		15	3.4	1.6
昭和49～50		20	4.0	2.0

- 譲渡益に対して所得税四〇%町民税八%県民税四%の税率により算出した金額
- 短期譲渡所得(土地等の保有期間が五年以下のもの)の場合も長期譲渡所得の場合と同様に他の所得と合算せず、つぎの①または②のうちいづれか高い方の金額で課税になります。
- ほかの社会保険の資格を失ったとき。
- 生活扶助を打ち切られたとき。

なお、他の所得金額から控除し切れない所得控除があるときはこれを控除した後の金額となります。

税目別税率はつぎのとおりです

が五年をこえる土地等の譲渡の場合に改められました(従来は三年をこえる場合となっていました)

長期譲渡所得の課税所得金額は譲渡益から特別控除額百万円を控除した金額となりました(従来あった二分の一控除は廃止になりました)

なお、他の所得金額から控除し切れない所得控除があるときはこれを控除した後の金額となります。

税目別税率はつぎのとおりです

国保からお願い

最近社会保険との出入が多く、手続きが遅れがちになり重複加入や、喪失したまま無資格の状態でおき受診するに当たって届け出る例が多く見受けられます。このような事のないよう、次のような時は必ず十四日以内に役場住民課窓口へ、被保険者証及び印鑑を持参して手続きを済ませて下さい。

- ほかの市町村へ転出するとき。
- 生活扶助を受けるようになったとき。
- 死亡したとき。

① 保険に加入する時期は他の市町村から転入したとき。

② 生まれたとき。

③ ほかの社会保険の資格を失ったとき。

④ 生活扶助を打ち切られたとき。

課税の特例によらず通常の所得税法、地方税法の規定によって課税を行う場合に算出される税額のうち、その譲渡益にかかわる部分の税額の一〇%の金額

5、個人が居住の用に供している家屋または家屋とともに、その宅地を譲渡した場合、その宅地の特別控除が受けられることになりました。この特別控除の創設等にもない従来あった「居住用財産の買換えの特例」は四十四年十二月三十一日限りで廃止されます。

6、個人の事業用資産の買換えの特例は四十四年十二月三十一日限りで廃止されます。

この特別控除の創設等にもない従来あった「居住用財産の買換えの特例」は四十四年十二月三十一日限りで廃止されます。

7、昭和二十七年十二月三十一日以前から引続き保有している土地建物等の取得価格は、譲渡による収入金額の五%相当額が実際の取得価格のいずれか高い方によることとされました。

以上のほか取用法等の適用を受けた場合、その他特定の場合同の特例などの改正が行なわれましたが詳細については、税務署または役場税務課でお尋ねになって下さい。

社福協の改選

会長に伊東氏

六月十一日開催の協議会で会長、副会長など会の役員改選を行ない次のように決定しました。

会長 伊東 巖(南)

副会長 小川敏夫(東町)

監事 海保良之(宮前)

若梅原次(栗山)

吉川義男(長倉)